

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平 均 給料月額	平 均 給与月額 (A)	平 均 給与月額 (国ベース)	民間の 類似職種	平均 年齢	平 均 給与月額 (B)	
全 職 種	50.9 歳	3 人	335,900 円	344,700 円	345,975 円	—	—	—	—
学校給食員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	調理士	40.4 歳	242,100 円	*
用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	*
その他	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
山 形 県	42.1 歳	637 人	324,200 円	361,700 円	348,200 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	49 歳	10 人	274,483 円	291,445 円	284,071 円	—	—	—	—

- 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。(公務員の技能労務職員については臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データは「フルタイムパート労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。)
- 5 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項目の欄をアスタリスク(*)としている。(数値のない欄については、ハイフン(-)としている。)

(2) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表(国公の行政職給料表(二))を1つの級に合成したもの

イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当をそれぞれの該当者に支給しています。

また特殊勤務手当として、防疫等作業手当・精神障害者護送作業手当・死体、火葬作業手当・塩素等取扱手当・特殊現場等作業手当がありますが、近年の支給実績はありません。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準とする昇給を実施しています。

2. 基本的な考え方

当町では、早くから一般職を含め、定員の適正化に取り組んでおり、技能労務職については、昭和57年度より新規採用は行っておらず、現在の在職者は3名のみとなっています。よって、退職者があるたび在職者の業務に対する責任等が増している現状や、平成18年に

新給与制度を導入していること等を鑑みると、現時点では、現在の給与等の支給状況は適正であると考えております。

3. 具体的な取組内容

(1) 給料表について

現行の技能労務職給料表は、平成 18 年度の改正により既に給与水準が抑制されておりますが、今後も人事院勧告を尊重し、同一又は類似の職種の地域民間給与が反映されている山形県人事委員会勧告を参考にすることによって、適切な給料表の改正を行ってまいります。

(2) 手当について

平成 18 年度より勤務時間の割振の運用を拡大し、時間外手当の縮減に努めております。

(3) 昇給について

平成 18 年度より勤務成績に応じて昇給する制度を導入しております。なお、55 歳を超える場合は昇給幅を半分に抑制しております。

4. その他

技能労務職については、平成 19 年 4 月現在で、平均年齢が 50.9 歳と高齢化しており、このまま退職者不補充や新規採用を行わない路線を踏襲していくと仮定すると、平成 31 年には、在職者がいなくなる見込みです。そのため、現在行っている業務の民間委託への検討や事務事業の見直しは必須であり、年度毎の退職者の職種等を注視しながら技能労務職に係る包括的な検討を進めていきます。